

府中市生涯学習審議会（平成27年度第4回）会議録

1 日 時 平成27年8月27日（木）午後3時～5時

2 場 所 府中駅北第2庁舎4階 会議室

3 出席者（敬称略）

（1）委員14名

荒金恵一委員、大谷久知委員、奥野英城委員、木内直美委員、小島茂委員、
鈴木映子委員、相良恵子委員、関口美礼委員、武野純子委員、鶴田知佳子委員
寺谷弘壬委員、中村洋子委員、新島香委員、三宅昭委員

※長畑誠委員は欠席。

（2）職員3名

宮崎生涯学習スポーツ課長補佐、目黒学習推進係長、山崎事務職員

4 開 会

5 報告事項

（1）配布資料の確認

- ① 平成27年度第3回会議録（案）
- ② 府中市の登録社会教育関係団体について
- ③ 近隣他市の社会教育施設等の状況について
- ④ 社教連会報第77号

（2）前回会議録の確認

前回会議録（案）について、市民に公開することが了承された。

（3）第56回関東甲信越静公民館研究大会兼第52回東京都公民館研究大会について

大会事務局より開催要項が参考送付されたこと、参加は任意のため、都合のつく方は参加していただきたい旨説明があった。

6 審議事項

（会 長） 第3回の審議会では、社会教育関係団体の定義と支援について意見をいただいた。第4回についても、引き続き活発な議論をしていただきたい。

(委 員) 第2回の会議資料の「社会教育関係団体支援一覧」には使用料が一部免除される施設等が掲載されているが、スポーツ施設が無かった。スポーツ団体がスポーツ施設を利用することは今回の諮問には該当しないのだろうか。

(事務局) スポーツの分野で社会教育関係団体に登録する団体は、一覧にある学校施設開放を利用しており、使用料は免除とされている。また、条例上、体育館には使用料の減免規定がなく、市民陸上競技場や市民球場、朝日サッカー場などの体育施設には減免規定があるものの、市主催事業や市立小中学校が使用する場合、市の後援がある場合等に限られている。体育館及び体育施設は、利用登録をすれば社会教育関係団体以外の団体も使用できる。これらのことから、諮問に該当しないわけではないが、改善すべき大きな課題があるとも考えていない。

(委 員) 同じメンバーかつ、同じ活動内容の団体が散見されるということを事務局は問題視されており、このあたりが問題解決の本題の一つと思う。例えば、全ての団体の施設使用料を有料にするのか、または使用料については現行のような状態のまま、不正団体を排除する方法を考えるのか、この部分について議論することも一つの方法と考える。

(事務局) 委員の仰ったように、無料であるから、無料枠欲しさに不正登録をしてしまうという考え方と、どのようにすれば公平に不正を排除できるのか、つまり有料化と厳罰化の2通りの考え方で事務局も研究している。今の制度で継続していくのであれば、どのように公平に不正を排除するかという部分について考える必要がある。平成26年度から27年度にかけての団体登録更新の際には後者の考え方で書類を確認していったが、半数以上のメンバーが重複し、活動内容・曜日まで同じなど、明らかに不正と判断できるものについては団体に直接聞き取りを行ったうえで更新を認めなかったケースもあるが、書類上不備なく申請した団体は疑わしい場合でも排除できず、この点について公平性を保つことが困難になっている。

(会 長) 今日の資料について、質問がある方はおられるか。

(委 員) 前回依頼した、他市の社会教育関係団体の定義に関する資料は、事務局で調査・作成は可能なのか。

(事務局) いくつかの市に聞き取りを行ったところであるが、定義は各市様々で取りまとめに時間を要している。例えば、三鷹市は厳格で、社会教育関係団体として連携している団体は4つで、①三鷹市PTA連合会、

②三鷹市芸術文化協会、③三鷹市体育協会、④三鷹市文庫連絡会となっており、補助金も交付しているとのこと。三鷹市では社会教育関係団体というよりも、市民活動としてとらえているようだ。公民館のような施設と言え、コミュニティセンターや社会教育会館となるが、基本的に無料で利用でき、市民を中心とした団体であれば活動が社会教育目的でなくても良いそう。武蔵野市も基本的に同じような考え方で、両市ともコミュニティセンターを中心に活動を広げようとしており、団体内の市民割合について一定の基準がない。地域の方がコミュニティセンターを運営するため、地域の運営協議会の考え方によって運用は様々だが、使用料については例外なく無料とのこと。

一方、多摩市では最近使用料の改正を行っている。聞き取りを行った結果、府中市は社会教育関係団体の定義を広くとらえているため団体数が多くなっており、他市の定義も様々で共通する部分がそれほどなく、整理するのに時間を要すると思われる。

(委員) 府中市の場合ほとんどの団体が趣味やレクリエーションのサークルで、本来の社会教育活動を目的とした団体は少ないと感じている。

(委員) 私の考えだが、府中市は公民館としての定義が薄く、文化センターはコミュニティの場となっている。公民館で行うべき社会教育に対する様々な事が薄くなっていると感じている。将来方向的には、公民館を社会教育法の適用を受けないコミュニティセンター等に切り替えるという、従来の枠を超えた考え方も必要かもしれない

(委員) 趣味やレクリエーションは社会教育関係団体の登録に認められる活動内容だと認識している。個人的には府中市の登録要件は厳しいと思うが、広げ過ぎると不正登録の横行に結びついてしまう。まず、不正登録の排除の方法について議論した後、社会教育団体の登録基準の見直し及び支援すべき団体を整理したほうが良いと考える。現状では、登録の際にボランティアの実施状況を報告しているが、ボランティアの実績が市での審査の基準となっているのか。

(事務局) 地域への還元を担保するためのものと思われる。運用は比較的ハードルを下げしており、例えば文化センター祭りで活動の発表をすることで地域貢献とする団体もあれば、介護老人施設等を慰問する団体もある。なにかしら社会貢献をしていればよしとしている。

(委員) お尋ねだが、不正登録を見分ける基準は名簿の重複以外に何かあるのか。

(事務局) 書類の筆跡や、会則等が全く同じで団体名のみ書き換えているよう

な場合もある。

(委 員) 不正を見つける件数は年間どれくらいあるのか。

(事務局) 疑わしい団体を含めると、50～100団体程度はあったかと思う。

(委 員) 不正登録として認められなかった団体はどのような反応なのか。

(事務局) 謝る団体が多く、罰則の有無について気にする団体もあるが、条例等で罰則を設ける性質のものでもないので、単に登録できないだけとなっている。つまり、不正があったので今後1年間登録を認めないなどの踏み込んだ対応をするだけの根拠がない。最も踏み込んだ対応として、団体の実態なしと断定して受理しなかった場合でも、会則の書き方が悪かったとあって翌々日に再提出した団体があった。その時は総会も開かずに会則を変更し、その変更が会員の総意でないことが明らかという理由で受け取らなかったが、その程度である。

(委 員) 結局、社会教育関係団体に登録する団体は施設を無料で使用したいがために登録している。有料でも良いという団体は少ない。その辺りから検討していくと良いと思う。

(委 員) 全面的に有料化するということか。

(委 員) 今のような状態が続く限り、有料化も検討課題だと思う。

(委 員) そこまで踏み込む必要があるのかもしれない。

(委 員) マイノリティグループは登録できず、施設予約もできない状況がある。それをどのように支援していくかも課題だ。

(委 員) 文化センターの予約が取りづらい状況にあるとのことだが、実態が分からない。

(委 員) 文化センターをよく利用するが、私の場合、駅から遠い文化センターを利用していることと時間帯もあって比較的予約は取りやすい。月3回の活動のため、無料で使用できている。ただ、交通の便の良い片町文化センターや中央文化センターなどは予約が取れず、片町や中央文化センター登録の自主グループであっても、遠くの別の文化センターまで足を延ばしているという話を聞いたことがある。

(会 長) 先ほど委員から提案があった、前々回資料の4つの課題の中から、まず営利性の問題と登録基準について集中的に議論していきたい。営利性といっても、実費の徴収はよしとするのか、また、講師謝礼はいくら位までが営利性無しと言えるのか難しいところである。

(委 員) 登録制度はなぜ始まったのか。団体育成の目的は達成していると思うが、支援制度は残しつつ、その中の問題点だけを解決していきたい

ということなのだろうか。

(事務局) 登録制度の始まりは、府中市は早くから施設予約をオンライン化していたため、団体にコード番号を振る必要があったものと思われる。委員が仰ったように、団体数からみれば社会教育団体の育成は十分に達成されたと考えられ、「社会教育関係団体登録基準」として個別に定めて支援する意味はなくなってきたのかもしれないが、一方で新しい社会教育関係団体のあり方ととらえることもできる。同じような支援制度として「福祉団体登録」や「青少年団体登録」といったものがある。

(委員) 文化センターによって利用率にばらつきがあると言われているが、特定の施設の利用率が高いために、支援面のばらつきが生じてくるというのであれば、他の施設であれば予約が取りやすいなどの情報提供をすることも1つの解決策であると考ええる。

(委員) 私が知っている限りでは、市内でも地域格差がある。やはり利用者は交通の便の良い施設を利用する傾向にあるので、それを他の施設に振り分ける良い策というのは未だに見つかっていない。

(委員) 公共施設の有効利用という観点から、利用率の平準化は必要と考える。

(委員) 文化センター内部の区分けの見直しの動きはどうなっているのか。高齢者福祉館の部分を公民館や研修室とする動きはないか。

(事務局) 「文化センターあり方検討協議会」では高齢者福祉館部分の使い勝手が悪いというご意見はいただいている。例えば、お風呂などは特定の方しか利用しておらず、そのあり方がどうなのか、また、受益者負担を求めるべきだとのご意見があった事は事実。文化センターの公民館部分で稼働率が高いのは会議室と会議室より少し広い講堂で、料理講習室や和室は稼働率が良くない。

少し変わった例では、生涯学習センターは交通の便は良くないが、音楽室、小ホール、スタジオといった防音設備が整った部屋があり、かつ社会教育関係団体であれば無料ということもあり、稼働率はほぼ100%に近い。また、駅近くに立地するグリーンプラザも防音設備を整えており、この施設はどの団体でも有料利用となるが、稼働率はほぼ100%に近い状況である。アクセスが悪い施設や有料施設であっても、設備が充実していれば、稼働率が上がることもありえると思う。

- (委 員) 生涯学習センターは駐車場が完備されていることも大きな要因だと思う。ちゅうバスを夜間の時間帯にも走らせたり、運行間隔を短くすれば立地の悪い文化センターでも利用しやすいと思う。
- (委 員) 営利性の問題について、現在問題となっている事例はあるのか。
- (事務局) 公民館で営利企業の会社説明会やマンション販売の説明会、大型スーパーの出店説明会を開催したいとの申し出があった際に、文化センターは少しでも営利性があると使用を断っており、公益上の理由のある案件のみ許可している状況。法律上、公民館として営利事業を助長するものでなければ貸出を認めてよいこととなっているが、文化センター職員の中でも見解が分かれている。また、文化センターで私塾のようなものを開きたいというニーズはあるようだが、それが営利目的なのか、学び返しの延長なのか線引きが難しいために全て断っている。
- (委 員) 生涯学習センターは企業もよく利用している。
- (委 員) 中央図書館でイタリア料理講座などの有料講座を実施しているのは良いのか。
- (委 員) ルミエール府中は図書館の機能と市民会館の機能の2つを有しており、有料の講座は市民会館部分の施設の利用者が企画したものと思われる。中央図書館では、館内の資料を持ち込んで学習できるスペースがあるが、そこで討議をしてはいけないルールになっており、せっかくの施設がもったいないと感じている。
- (会 長) 他に意見はあるか。
- (委 員) 以前、文化センターで青少年対策地区協議会（以下「青少対」という。）の資料を無料で印刷できたが、これは社会教育関係団体に登録していたメリットなのか、それともすべての団体が無料で印刷できるのか。
- (事務局) 以前は1回印刷機を使用する毎にいくらという料金設定だったが、新しい印刷機を導入するにあたり、全ての団体が10枚単位で印刷経費を支払う方式となっている。
- (委 員) 施設利用の予約がある時は利用できることになっていたと思う。
- (委 員) 自主グループという名称があるが、社会教育関係団体とどう違うのか。
- (事務局) 自主グループとは、社会教育関係団体のなかでも文化センターに登録し、文化センター祭りなどをお手伝いいただいている団体を自主グループと呼んでいる。自治会などは、社会教育関係団体登録していない

く文化センターを無料で使用できる団体として扱われている。

(委員) 自治会や子ども会がよいのであれば、青少対も社会教育関係団体登録なく無料で文化センターを使用できる団体として扱われても良いと思う。

(委員) 青少対は市から委託料が出ていると思う。

(委員) 自治会も補助金が出ている。

(委員) 老人クラブも人数や活動に応じて補助金が出ている。資料3をみると、府中市は他市と比較して社会教育関係費予算が非常に多いが、補助金を出していることも関係あるのか。

(事務局) 資料3は東京都の作成した資料の抜粋だが、府中市の場合ここに示されている金額には文化センター管理は含まれていない。三鷹市や武蔵野市もコミュニティセンターは公民館でない位置づけとなっているので、この数字には含まれていないと思われる。府中市の文化センターや生涯学習センターは将来的にも社会教育施設としての位置づけを持つものと思われるが、使用方法としては門戸を広げていくという考え方もあるのかもしれない。

(委員) これだけの予算をかけて、社会教育関係団体や社会教育を支援した結果はどういった所に現れるのだろうか。市として、どういった形で効果を見極め、表していくのか考えはあるのか。社会教育が社会へ与える効果が分かると、団体も目的意識を持ちやすいと思う。

(事務局) 因果関係を証明するものはないが、住みよい街であるというアンケート結果に出てきていると言えるのではないかと。目に見える成果としては、総合体育館で活動している府中アスレティックFCという地域住民の集まりから発展したフットボールチームがあるということが挙げられると思う。

(委員) 飽和状態の文化センターがある一方で、そうでない文化センターもあるので、今すぐに団体数を減らさなければならないという危機感を感じられない。

(事務局) 団体規模を縮小するという考え方ではない。どのようにしたら、公平な制度となるかという点が主眼である。

(委員) 現状、団体が不満に思っていることは、施設を利用したいと思ったタイミングで利用できないという点以外に何かあるのか。

(事務局) 有料でも良いので使用したいが、空気が無いので使用できないという相談はある。また、活動内容的に使用前例がないために部屋の予約

は空いているのに使用を認めない例もある。

(会 長) 効果性については判断が難しい。スポーツの場合は、健康増進など目に見える効果があるかもしれないが、学習分野で効果があるかといったら判断が大変難しい。次回は、社会教育関係団体以外の団体が文化センターを予約する際の問題と、不正登録の横行について議論していきたい。

7 その他

次回審議会の日程

▽第5回審議会

日程：平成27年10月14日（水）午後3時～5時

会場は後日、改めて通知することとなった。

以上